

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 障害者差別解消の取組推進を（40分）</p> <p>障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が、平成28年4月1日から施行されます。</p> <p>この法律は、障害者への差別を禁止し、障害者の尊厳と権利を保障することを義務付けた「障害者権利条約」を批准するために必要な国内法の整備と位置づけられ、平成25年6月に成立しました。</p> <p>しかしながら、法律が整備されたからと言って、障害者への差別が無くなるわけではありません。むしろ、法律の施行を次のステップへの機会と捉え、国・地方自治体・民間事業者が障害者差別解消へ向けた具体的な取組を強化する必要があります。</p> <p>このような観点から、取組の現状と課題、今後の方向性について質問します。</p> <p>(1) 「障害者差別解消法」（以下「解消法」）の施行へ向けた取組状況は。また現時点での課題を、どのように把握していますか。</p> <p>(2) 「解消法」第5条に定める「施設の改善及び設備の整備」、「関係職員に対する研修」等の現状をどのように評価しますか。</p> <p>(3) 「解消法」第7条第2項に定める「実施に伴う負担が過重」であるか否かは、どのように判断されますか。</p> <p>(4) 「解消法」第10条では「地方公共団体等職員対応要領」の策定を努力義務としていますが、本市では、どのように検討されていますか。</p> <p>(5) 「解消法」第14条に定める「障害を理由とする差別に関する相談」及び「紛争の防止」に対する体制の整備は、どのように行われますか。</p> <p>(6) 「解消法」第15条に定める「啓発活動」は、どのように行われますか。</p> <p>(7) 「解消法」第17条に定める「障害者差別解消支援地域協議会」は、どのように組織されますか。</p> <p>(8) 障害者の「権利擁護」に係る県内自治体の条例制定の状況は、どのようになっていますか。</p>	市長